

## SOS ニュース

### 暮らしの中の法律小知識

#### ※ 消費者金融からの夫の借金

Q：夫が消費者金融から借りた借金を妻の私に支払うよう要求がきています。また、未成年の娘も親に内緒で借金をしている。この処理はどうすればよいか。

A：配偶者の借金は、原則支払う義務はありません。但し、保証人になっている場合は、保証人として支払う必要があります。また、その借金が日常生活の買い物に使われて、日常の家事に関するものと認められた場合には、連帯して支払う必要性が出てきます。法律では、支払う義務のない人に支払を要求することを禁じています。違反した場合には行政処分や刑事罰の対象となる場合がある。

借金をしている配偶者が死亡した場合、相続人が債務などのマイナス財産も相続することになります。死亡から3ヶ月以内に家庭裁判所に手続きをすれば、相続放棄ができます。がその場合不動産・現預金などの財産も相続できません。プラスとマイナスの財産がわからないときは、相続したプラスの財産を上限とする限定承認という制度があります。この場合には相続財産の目録を作成し、上述の通り3ヶ月以内に家庭裁判所に届ける必要があります。

期間内に手続きをしない場合には、相続を承認したとされて、返済を求められる。

また、未成年者の娘さんの借金については、親などの法定代理人の同意なくして借金をしたときは、原則として取り消しができる。

以上  
(法律情報法テラス：参考記事産経新聞より)